

令和8年度 つべつウッドロスマルシェを開催します！

下記日程にてつべつウッドロスマルシェを開催します。詳細については別紙折込チラシをご覧ください。また、開催日以外の持込も可能です。お気軽にお問い合わせください。

令和8年度 第1回 つべつウッドロスマルシェ

日時：5月16日（土）
場所：津別町木質バイオマスセンター
（津別町字達美213番地1）



開催の年間スケジュール

6月20日（土） 7月18日（土）
8月22日（土） 9月19日（土）
10月17日（土） 11月21日（土）

※8月のみ第4土曜日、それ以外は第3土曜日に開催します
（12月～翌年4月まではお休み）



【問い合わせ先】

津別町木質バイオマスセンター指定管理者：津別町ペレット協同組合
連絡先：津別トラック（株）浅野 ☎ 76 - 1123

狩猟免許等の 取得を支援します

町では、農林業被害の軽減やヒグマによる人的被害の防止を目的に、有害鳥獣の捕獲に係る人材を確保するため、狩猟免許及び猟銃所持許可の取得に要する経費に対して支援をしています。

問い合わせ先 林政係 18番窓口 ☎ 77 - 8386

補助対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ① わな猟免許または第一種銃猟免許及び猟銃所持許可を新規に取得した方
- ② 町内に住所を有している方
- ③ 町税を滞納していない方
- ④ 北海道猟友会津別支部に加入しており、有害鳥獣捕獲に3年以上従事できる方

申請期限

狩猟免許（わな猟免許・第一種銃猟免許）または猟銃所持許可を取得した日のいずれか早い日から1年以内

必要書類

- 狩猟免許の写し
- 猟銃所持許可証の写し

- 補助対象経費の額が確認できる書類の写し（領収書、収入証紙を貼付した申請書等の写し）

補助率

狩猟免許及び猟銃所持許可の取得に要した経費について2分の1以内

補助対象経費

- 狩猟免許予備講習会費用
- 狩猟免許申請手数料
- 猟銃の取扱いに関する講習会手数料
- 射撃教習受講資格認定申請手数料
- 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料
- 射撃教習受講料 ● 猟銃所持許可申請手数料
- 医師の診断書料 等

募集期間

5月7日（木）～14日（木）
（土日・祝日を除く）

受付場所

住宅係 2階20番窓口

入居資格

- ① 入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方（下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照）
- ② 入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと



今回公募する公営住宅（入居予定時期5月下旬）

津別町HP
住宅情報は
こちらから



町営住宅

団地名	住所	年度／規模	家賃	駐車場	共益費
まちなか団地	旭町11番地1	H22／1LDK	16,100円 ～24,000円	1台300円	600円

特定公共賃貸住宅

団地名	住所	年度／規模	家賃	駐車場	共益費
旭町かえで団地	旭町73番地17	H7／1LDK	25,000円	1台300円	700円
緑町第2団地	緑町10番地1	H23／1LDK	30,000円	1台300円	700円
シャレーイースタウン	東2条39番地	H5（R6改修）／2LDK	35,000円	1台300円	700円
旭町かえで第2団地	旭町65番地7	H9／2LDK	35,000円	1台300円	700円

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ① 入居申込書（HPからダウンロード可）
- ② マイナンバー提供書（HPからダウンロード可）

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ① 入居申込書（HPからダウンロード可）
- ② 入居予定者全員の住民票
- ③ 滞納のないことの証明書
- ④ 入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ① 犬・猫等ペットの飼育はできません。（一時預かりの場合も禁止です）
- ② 入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③ 独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④ 入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

町営住宅収入基準

（上段が年間所得金額、下段括弧書きは年間収入金額）

区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯
通常の入居者	1,996,000円以下 (2,963,999円以下)	2,376,000円以下 (3,507,999円以下)	2,756,000円以下 (3,991,999円以下)
入居の特例	3,208,000円以下 (4,559,999円以下)	3,588,000円以下 (5,031,999円以下)	3,968,000円以下 (5,508,000円以下)

上記の収入基準額は、所得のある方が一人の場合で給与所得の場合です。入居の特例は障がい者の方などが入居される場合に適用されます。

特定公共賃貸住宅収入基準

（上段が年間所得金額、下段括弧書きは年間収入金額）

区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯
世帯の主たる所得者が45歳以下	1,996,000円以上 ～3,208,000円以下 (2,964,000円以上 ～4,563,999円以下)	1,956,000円以上 ～6,324,000円以下 (2,908,000円以上 ～8,248,889円以下)	2,376,000円以上 ～6,704,000円以下 (3,452,000円以上 ～8,654,000円以下)
世帯の主たる所得者が46歳以上		2,376,000円以上 ～6,324,000円以下 (3,512,000円以上 ～8,248,889円以下)	2,756,000円以上 ～6,704,000円以下 (3,996,000円以上 ～8,654,000円以下)

入居申込・問い合わせ先 住宅係 20番窓口 ☎ 77 - 8390